

2 計画の推進に関する主要事業

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯科疾患の予防及び歯の喪失防止、口腔機能の維持向上に関する施策を推進する。

(1) 歯科口腔保健推進事業

健全な歯・口腔を生涯にわたり維持するため、社会全体として支援する体制を構築するための事業を実施する。

ア 歯科口腔保健推進会議

口腔保健情報を共有するための会議、評価・検討のための会議

イ 歯科検診受診勧奨モデル事業

歯科診療所等における啓発活動実施 委託先: 社団法人愛知県歯科医師会

ウ 障害者等口腔保健実態調査

障害者等への口腔保健サービス提供状況及び利用状況を施設訪問し調査を実施委託事業

(2) 歯科保健対策部会開催

歯科疾患を生活習慣病の一つとしてとらえ、8020運動の推進、生活習慣の改善に向けた歯科保健対策の検討と評価を行う。

(3) 8020運動推進連絡協議会の開催

地域における歯科保健情報、課題を関係機関・団体で共有し、歯科保健対策の推進に向けた具体的な検討事項を協議し、課題解決を図る。

(4) う蝕対策支援事業

フッ化物洗口を始めとしたフッ化物応用の推進とともに、乳歯から永久歯のう蝕予防へつながる科学的根拠に基づく事業構築を行う。

ア フッ化物洗口評価支援事業

イ 永久歯う蝕対策支援研修会 (12 保健所各 1 回)

ウ 普及啓発・リーフレットの作成

エ 乳歯う蝕対策支援事業

(5) 歯周病対策ネットワーク推進事業

市町村や職域における歯周病対策の推進と適正な歯科医療の提供がされるよう、環境整備を図る。

歯周病対策機能連携検討会議、歯周病対策ネットワーク推進会議、歯周病対策普及講演会

(6) 要介護者口腔ケアサービス連携推進事業

要介護者に対する口腔ケアサービスが円滑に取り組みられるよう、関係機関・団体への支援を行う。

口腔ケア研修会、訪問口腔ケア支援活動

(7) 歯科保健関係研修事業

歯科保健関係者の資質の向上及び連携を図る。

歯科保健関係職員研修、地域歯科保健推進研修会

(8) 歯科相談事業

生活習慣に起因する歯科疾患に関する歯科相談窓口を開設

(9) 歯科保健活動評価推進事業

生涯を通じた効果的な歯の健康づくり活動を積極的に実施するため、市町村、職域等の歯科保健活動の評価・分析、助言・支援を行う。

(10) 保健所における歯科保健業務

保健所における歯科保健業務を実施する上で、各種会議・研修会の開催や、歯科保健データの入力等の業務が集中する際に、円滑な運営が図れるよう賃金措置を行なうことで業務の補完をする。

(11) 骨粗しょう症対策医科歯科連携事業

歯科パノラマX線写真を使用し、骨粗しょう症患者の早期発見につなげるための事業を実施する。

(12) 生活習慣病対策機能連携推進事業

歯周病と糖尿病の関連について、関係者に広く理解を得て、医科歯科連携を図りながら、糖尿病の合併症予防としての歯周病対策を推進し、一般県民に対する普及啓発を実施する。

3 あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例

(1) 条例の構成

前文	
第1章 総則	第1条 目的
	第2条 定義
第2章 責務と役割	第3条 県の責務
	第4条 市町村の役割
	第5条 歯科医療関係者及び保健医療等関係者の役割
	第6条 県民の役割
	第7条 事業者の役割
第3章 基本的事項	第8条 基本的施策 (1) 歯と口の健康づくりに必要な知識の普及啓発 (2) 市町村が実施する歯科検診の促進及び歯科保健指導の充実 (3) 乳幼児期から高齢期までのライフステージの区分に応じ、それぞれその特性を踏まえた施策 (4) 十分な歯科医療を受けることが困難な地域における歯科医療の提供体制の確保のための施策 等 12項目
	第9条 基本計画
	第10条 実態調査
	第11条 8020運動
第4章 雑則	第12条 財政上の措置
附則	<ul style="list-style-type: none">・ 公布の日から施行・ 条例の施行後5年を目途として、条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずる。

(2) 条例の特色

ア 前文を設け、県民の歯と口の健康に関する格差の解消に向けて、本県が発祥の地である8020運動の推進をはじめとする施策を推進すること等、条例の趣旨を明らかにした。(前文関係)

イ 県が歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有することを明記するとともに、市町村への情報の提供、専門的又は技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めることについて規定した。(第3条関係)

ウ 県民の役割として、生涯にわたって自ら進んで歯と口の健康づくりに努めることについて規定した。(第6条関係)

エ 乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性を踏まえた、生涯を通じた切れ目のない施策を講ずることについて規定した。(第8条関係)

オ 山間地、離島・災害発生時における歯科医療や障害のある者等に対する歯科医療の提供体制の確保、歯科と医科の連携体制の強化、適切な健康管理がなされていない子どもの早期発見、県民の歯と口の健康づくりの状況に関する調査・分析等、歯と口の健康づくりを推進するための施策について幅広く規定した。(第8条関係)